

[講演会抄録]

2013年 現代史研究所連続研究講座：
グローバル化の中の仕事
—ディーセントな生き方の実現
第6回「ディーセント・ワーク/
ライフの実現とミャンマーの現実」

2013年11月18日

中嶋 滋 (ITUC ミャンマー事務所長)

<何故、ミャンマーか>

こんにちは。紹介いただきました中嶋です。吉川先生のお話にありましたように、私は今、ミャンマーのヤンゴン市に住んでいます。1年になりますが、ミャンマーは急激に変わりつつあります。その変化について、スクリーンで興味深い写真を何枚かお見せすることができると思います。

今日は、ディーセント・ワーク、ディーセント・ライフつまり人間らしく働いて、人間らしく暮らすことを、どのように実現していったらいいかについて、ミャンマーの現実を見ながら、一緒に考えてみたいと思っています。

なぜ、ミャンマーをディーセント・ワーク、ディーセント・ライフを考える題材にするかということですが、ミャンマーはついこの間まで軍事独裁政権下であって、ディーセントとはほど遠い働き方、暮らし方を人々が強いられてきた国です。2011年3月末に民政移管され民主化の歩みが始まりました。ディーセントな働き方、暮らし方が追求されるようになりました。歴史的な転換期にあるといえます。ディーセントでな

い状況を変えていくための努力がはじまったばかりの国ですから、この課題を考えるのに最も相応しい国と言えます。

<民主化への歴史と政治状況>

ミャンマーはかつてビルマと呼ばれ、1886年に英領インドの属州として植民地とされた歴史を持っています。第2次世界大戦後の1948年1月に独立したのですが、その独立達成の中心人物は、皆さんよくご存じのアウンサン・スーチーさんのお父さんのアウンサン将軍でした。彼は独立闘争を闘いイギリスと交渉して1948年からの独立を勝ち取ります。ところが、彼自身は独立の日を祝うことができなかつた。独立を確約させた後、47年7月に暗殺されてしまったのです。アウンサン将軍の暗殺に象徴されるように、独立は勝ち取ったけれども、国内が一つにまとまることに非常に苦勞した国でした。その原因の一つが135もある民族の混成国家であることです。日本でも時々報道されていますが、少数民族とビルマ族中心の国軍との間で武力衝突が続いている地域が今もあります。その和平がミャンマー政府の最大の政治課題です。それは独立当時から今日に至るまでずっと続いている深刻な問題です。

社会的に一つになりきれない混乱状態が続いた中で、1962年にネ・ウイン将軍がクーデターを起し政権を握りました。「ビルマ式社会主義」を名乗りましたが、実態は軍事独裁政権に他なりませんでした。この軍事独裁政権は、国民の生活を一向に良くできず、経済的低迷が続き、政治的自由も一切認めなかつたため、民主化を求める運動が当時のラングーン大学の学生を中心にして起こって、多くの市民や僧侶も参加する一大闘争に発展しました。いわゆる88民主化闘争です。ちょうどその時に、スーチーさんは病気のお母さんを看病するためイギリスから帰ってきまして民主化闘争に遭遇するわけです。88年8月8日に民主化闘争が始まりましたが、当初スーチーさんは加わっていませんでした。運動が

盛り上がる中でスーチーさんの登場を求める声が強くなり、8月26日にシュエダゴン・パゴダ広場で10万人の民衆を前にして、彼女は民主化闘争の継続と発展を訴えました。それで一躍民主化闘争のヒロインになったのです。なぜ、母親の看病に来た彼女が民主化闘争の中心人物になったのか。それは、彼女の父親が「国父」と呼ばれるアウンサン将軍であったからです。

もう少し歴史を振り返ってみますと、88年の民主化闘争でネ・ウインは軍のトップ、政治のトップの座を降りました。暫定の後継政権は、近い将来に国民総参加の選挙をやって新しい政治体制を作るという約束をしました。その約束は1990年の総選挙という形で果たされましたが、選挙結果は国民民主同盟（NLD）が全議席の80%以上を占める圧勝でした。その選挙結果は無視され軍政が続行されました。その理由が、新体制つまり民政に対応する憲法の不在でした。憲法制定まで政権を移譲することはできないという理屈で、軍政は居直ったのです。2008年に国民投票を経て憲法制定がなされましたが、この憲法には非常に大きな問題点があります。その点については後で少し触れますが、この2008年の憲法に基づいて、2010年に総選挙が行われましたが、NLDは憲法が民主的でなく公正な選挙が期待出来ないとしてボイコットしました。軍政与党が圧勝し、選挙結果に基づいて2011年に国会を招集し、軍政から連邦共和制への移行・大統領の選出を行いました。

2012年になって、NLDはスーチーさんを含めて補欠選挙への参加の意向を示しました。2008年憲法には大きな問題があるので、それを正すためにも国会に議席を得る必要があるとしたのです。選挙に参加するかどうかについて大変な議論があったのですが、結論は参加でした。資料の表から分かるように、下院440議席のうち110議席は国軍最高司令官が任命する議席で、選挙によって選ばれる議席ではありません。USDPは軍政与党で、スーチーさんが率いるNLDの保有議席は補選で

勝ち取った37議席にすぎず、440分の37、10%にも満たない少数野党です。日本のマスメディアはよく「ミャンマー最大野党の党首」のスーチーさんと紹介しますが、実際のNLDの議席数は極少数です。しかし、彼女の人気は圧倒的なものです。ヤンゴンを中心にした都市でも、地方の農村でも、スーチー人気は非常に高く、2015年の第2回総選挙でNLDが圧勝することは間違いないだろうと言われています。

今のテイン・セイン大統領は議会で選ばれた大統領ですが、元々軍政のナンバー4だった人です。ナンバー1は民政移行時に引退し、ナンバー2は病気で政治活動不能といわれていて、ナンバー3が下院議長になって、ナンバー4が大統領になったのです。テイン・セイン大統領は軍政時代に首相を務めたこともあります。このことから分かるように、制度は軍政から民政に移行しましたが、その中心的役割を担っている政治家の中枢も、行政を進める役人たちも、多くは軍政時代と変わっていないのです。軍政の残滓があちらこちらに多く残っています。民主化の進展度合は、まだら模様で、各分野にわたって民主化が順調に進んでいるとは言いがたい面があります。その背景には民主化推進勢力の実情があります。政府内の勢力比は3:3:4だと資料で紹介しました。政権の中枢にいる4人の上級大臣の内の1人が、そういつています。政府内で民主化を本気になって推進しようとしているのは30%しかおらず、30%は既得権益をなんとか守ろうと抵抗している勢力で、残りの40%は様子を見ている、と。

ミャンマーの政治動向は2015年の第2回総選挙にかかっていると思います。現在の下馬評では、スーチーさん率いるNLDが圧勝するだろうといわれています。ところが、憲法の規定から、いくら圧勝しても彼女は大統領にはなれない。家族に外国籍を持った人がいる者は大統領になれないことが憲法に規定されているのです。それからもう一つ、大統領たる者は軍事に精通していなければならないというのがあります。

ミャンマーの選挙制度は、上・下院とも4分の1は国軍の最高司令官が指名する議席で、他は小選挙区で選ばれることになっています。下院の場合、440議席のうち110が軍の議席で、残りの330議席を一つの取りこぼしもなくNLDが勝っても、憲法改正に必要な4分の3を超える賛成は得られません。1票足りないわけです。NLDがすべての選挙区で勝って、プラス1人の勇気ある軍人がスーチーさんと行動を共にするという状況がなければ、憲法改正はできないということです。

彼女はどうしても大統領になりたい、ミャンマーを民主化するためには自分が大統領にならねばならないと強く思っている人です。彼女は、さきほど紹介したように、1988年にイギリスから戻ってきました。当時の軍事政権は彼女に出国するように何回も圧力をかけます。それに屈することなく民主化を主張して、実に3度にわたって合計15年の自宅軟禁をされても闘い続けた経歴を持っています。それだけ強いミャンマーの民主化に対する思いを持った人でもあります。

最近の状況では、軍政ナンバー3だったトゥラ・シュエ・マン下院議長が、次の大統領に名乗りを上げていまして、今のところ次期大統領に名乗りを上げているのは2人です。スーチーさんとトゥラ・シュエ・マン。テイン・セイン大統領は、着実に民主化政策を遂行していて、行政手腕も民主化への信念も高い評価を受けているようですが、本人は続投する意思表示をしていません。しかし周りから促す声は強くあります。おそらくこの3人が次の大統領の座を争うことになると思います。

現在の最大の政治課題は、少数民族との武力対立の解消、和平の達成です。135ある民族の調和と平等を確保して連邦国家としての実態を整えるため、一日も早く武力紛争をなくしたいという課題ですが、まだカチン族やカレン族と戦闘が続いている地域があります。もちろん我々はその地域に立ち入ることもできません。

スーチーさんの非常に高い人気を示すのがこの写真です。これはスー

チーさんの家の門前の写真ですが、『The Lady』というスーチーさんを主人公にした映画で有名になった場所です。多くの人がここで記念写真を撮っています。映画を見た方もいらっしゃると思いますが、軟禁されている時、この門の向こう側に演説台を作って顔を民衆に見えるようにして、前の道路いっぱいの民衆に向かって、民主化の必要性を訴えることが行われた場所です。この旗はファイティング・ピーコック、闘う孔雀というNLDの旗です。

この写真はヤンゴンから車で13時間ぐらにかかる田舎の村の農家で撮ったのですが、その1,000キロ以上離れた農家にも、こういう格好で將軍とその娘スーチーの写真を飾ってNLDの支持が表明されています。こういうことをやっても弾圧されることはないという程度には民主化は進んでいるわけです。

<経済・社会状況>

政治的状況はこれまで見たとおりですが、経済的にはどうか次に考えてみたいと思います。ミャンマーはアジア最後のフロンティアだと言われていて、直接投資、間接的投資を問わず、外資がミャンマーに殺到するという状況が見られます。昨年1年間でヤンゴン国際空港の出入国管理事務所で取った統計なのですが、日本人が1日平均130人。毎日ですよ。毎日130人の日本人がヤンゴンを中心にミャンマーを訪れている。投資のチャンスを狙い、調査に訪れています。私たちの事務所にまで来て、労使紛争は大丈夫かとか、労使関係の安定的な見通しはどうだとか、賃金の上昇傾向はどうかとかいうことを調べる方もいます。いわゆるミャンマー詣でといえば、日本の経団連も2回、代表団派遣をしています。ミャンマー詣でのおかげで、1年間にホテル代や外国人が住むアパートの値段が2倍、3倍になったといわれています。

ミャンマーで部屋を借りる時、1年分の家賃を前払いする必要があります

ます。私の場合、不動産屋の手数料を含めて14か月分でした。この写真、机束なのです。部屋代をミャンマーのお札で積むとこういう格好になります。家主さんは特大のスーツケースに詰めて、契約書1枚置いて、これを持って帰りました。私は70平米の2LDKに住んでいますが、1か月の家賃が実に1,200ドル。約12万円ですよね。東京とあまり変わらないですね。最近はもっと上がっています。

何故それだけ多くの人がビジネスチャンスを探求めて来るのか。それは、明らかに低賃金。ローコストの製品を作って国際市場に出し、大もうけしようと企んでいるわけですね。それよりも、ミャンマーの人たちに経済力を付け、購買力をあげ、そして市場が拡大して、作って売る方も買う方も、そこで働く人々も皆ハッピーになるというウイン・ウインの関係を目指した方がいいと思うのですが、現実はそうっていない。貧富の格差が非常に広がっています。児童労働などは、街に出ればオンパレード。その一方で、高級車を乗り回している特権層の家族や、ガードマンが何人も配置されているプール付き大邸宅に住んでいる人々もいるということです。クローニー経済とは、特権層の親族、たとえば将軍の息子や娘婿などが、将軍が確保した権益を悪用して企業を作ってぼろもうけしていることを指しますが、これが蔓延っています。この状況が外国からの公正な投資を阻害する一つ要因にもなっています。

経済的には、外資が積極的に参入を図って、ある種のヒート状態になっていますが、社会改革がそれに伴って進んでいません。人間らしい仕事をして、人間らしい生活をするディーセント・ワーク・アンド・ライフという観点からみると、社会改革というのは決して遅れてはならないわけで、経済発展と共に拡充していかねばならないことですが、残念ながら社会改革は経済に対する期待度と同じような形で注目をされ進んでいるとは言いがたい状況にあります。

特に教育です。国の将来の発展を考えていくために、教育は非常に大

きな重要要素だと言われていますが、ミャンマーの現状は悲惨な状況のままです。ミャンマーには義務教育が実質的にありません。日本では、小学校入学に際し、行政から6歳の子どもを持つ全ての親に通知がきます。ミャンマーにはそれがありません。親の意思が100%。うちの子供は5歳になったから、もう学校へ入れなければいけないなど、親が思えば子供は学校に行ける。ところが思わなければそのまま。みんなが学校に行っている、私も行きたいと言って、10歳になって1年生になるような例もそんなに珍しい例ではありません。

小学校の途中でドロップアウトする例も多いと聞きます。経済的理由から学校には行けなくなり、小さな家具工場や食器棚などをアルミで作っている工場などもあるのですが、そんなところで徒弟奉公するとか、市場で物運びの仕事に就くとかいう形で、児童労働の世界に入っていく子供もたくさんいます。そうなったからといって、親が行政から注意を受けたり、罰せられたりするということは一切ないということですから、実質ないに等しい義務教育とすることができます。

その児童労働問題で、一番深刻なのは少年兵の問題です。年端もいかない子供が銃を持って戦わざるをえない状況があります。国軍、少数民族の武装勢力とも同じようなことをやっているということで、国全体が抱える非常に深刻な社会問題です。ようやく、ILOの最悪の形態の児童労働をただちになくすための条約、182号条約ですが、これを批准する手続をミャンマー政府が始めましたので、少し明るい陽差しが見えたかなと思います。

ところで、ヤンゴン大学の教授の給料、幾らだと思います？ 2万円。准教授1万8,000円。専任講師1万5,000円。非常勤講師1万3,000円。5段階の一番下のチューターと呼ばれている先生は1万1,000円ぐらい。小学校の先生で1万円以上取れる先生というのは極限られたベテランの人です。それが教師の給与実態です。それで食べることは不可能なので、

ダブルジョブ、トリプルジョブと言われるように、二重三重に収入を得る機会を探します。彼らは何をやるか。私塾を経営する。家庭教師をやる。その時に自分が教えている子供に塾に来るように仕向ける、あるいは家庭教師をする。そうすると、お金持ちの親の子供は先生に学校でも教わるし、塾や家庭教師で教わる。親が貧乏でそういう機会がない子供はたくさんいるわけで、教育上の格差がどんどん開いていってしまうという問題も起こっています。

教育施設ですが、この写真はヤンゴン近郊の村、車で2時間ぐらいの村の小学校です。1学級70人以上です。みんな明るい顔をして一生懸命勉強していますが、非常に粗末な状況です。次は分校の様子です。この真ん中に立っている人が校長先生で、若手なのですが、なかなか優秀な先生です。この校舎には天井がない、吹き抜けで境がないまま4クラスが一つの部屋で授業しています。隣の声がまるまる聞こえてきてしまいます。そういう環境の中で授業をせざるをえないということで、日本のODAとか支援を教育に向けてほしいという要請が私たちのところにも届けられています。

これは遠隔地の小学校の写真ですが、悲惨としか言いようがありませんね。学校が雨期で水浸しになって閉鎖されてしまって、村民たちが手分けして水をなんとか排除するようなことをやって、近いうちに授業再開できるかなという状況の時に行ったのですが、もう3か月も授業が行われていないということで、子供たちは早く勉強したいと言っていました。

<劣悪な労働条件と課題>

社会的な状況は、今、教育問題に焦点を当てて現状を見ていただきました。先ほど低賃金、ローコスト製品ということを行いました。今、ミャンマーの賃金水準、労働条件はアジアの中で一番低い状況にあります。

国際労働基準もほとんど適用されていません。国際労働基準としてILOで採択された条約は189あります。185加盟国の平均批准数、つまり条約を批准して、自国の法律をその条約に合うように改正して、国際労働基準が国内できちんと適用するようにしますよという手続を取った批准条約数は、平均が43です。日本は49で平均よりちょっと上です。ミャンマーは21しか批准しておらず、平均の半分以下。しかも、冒頭にイギリスの植民地だったと言いましたが、植民地時代にイギリスが批准した条約をそのまま引き継いだというのが14あり、独立後に批准したのはわずか7条約です。ミャンマーの労働者には国際労働基準からかけ離れた状況下で仕事をせざるをえない日々が続いてきたのです。

ILO条約の中で最も中心的な条約は、中核的労働基準と言われ、8条約ありますが、その内の2条約が批准されているだけです。それから優先的に批准し適用しようと言われている、Priority conventionとか、Governance conventionとか呼ばれている条約が4つありますが、その批准はゼロです。

他のアジア諸国と月例基本賃金で比較をしてみますと、一般労働者の場合、ヤンゴンでは53ドル。最貧国と言われているバングラデシュのダッカでも74ドルですから、それより低い。中堅技術者は136ドル。管理職、課長クラスで4万3,000円というのが実態です。

この写真は日系縫製工場の様子です。この工場の中で700人近い女性労働者が働いているのですが、彼女たちは、昼休み30分で、ほかはみっちり8時間ミシンを踏み続けて、さらに4時間残業して、毎日12時間働いています。土曜日はさすがに残業なしで8時間労働ですが、1か月に1万円の賃金を得るのが非常に難しいという状態です。これは給料明細の写真です。これは縫製工場。こちらは注射針を作っている日系企業なのですが、そこでの賃金は8万3,930チャット。円ではありませんよ、チャットですから、10で割らないといけない。8,400円程です。この人

の場合、1か月の賃金が5,468円。ここに、99とありますよね。99時間残業をやったということです。27というのは出勤日が27日。1か月30日のうち27日出勤して、99時間残業して、それで得られるのが、さまざまな手当が付いたりしていますが、5,500円以下というのが実態なわけです。380と書いてありますよね。時給ではありません。円ではありません。日給でチャットですから、日本的に言うと日給38円です。その38円に27日出勤だから1万260チャットになるわけです。これが低賃金の実態なわけです。この実態というのは言うまでもありませんが、ディーセントとはほど遠いものです。

私に関係ないわ、ミャンマーの人は大変ね、と、思わないで下さい。最近デパートやスーパーの衣料品コーナーで下着などを見ると、メイド・イン・ミャンマーが結構目に付くようになってきました。私たちが、品質はまあまあ、値段はこんなに安くて手軽に買える、私たちの生活にとっていいわと思う陰に、こういう実態があることを知っていただきたいと思います。

その実態を変えて、賃金を少しでも高くして、ミャンマーの人々の購買力を高めて、日本製品も買えるようになるために、どうしたらいいのか。ウイン・ウインの関係をどのように作ったらいいのかということが、この国のディーセント・ワーク、ディーセント・ライフを考える場合に欠くことのできない課題だと思います。そのためには、自分たちの賃金はせめてこのぐらいほしい、労働時間はこのぐらいに制限をしてほしい、という要求を掲げて、経営者側との交渉・協議を通じ、賃金引き上げ、労働時間短縮を実現していく労働組合機能が必要・不可欠だと思います。だから、ILO87号条約にいう結社の自由を実現したいと、この写真のようにワークショップやセミナーを開いて学習しているのです。

ところが、登録制度が設けられ、一定の要件を満たさないと組合として認められません。日本では労働者が2人集まれば組合ができますが、

ミャンマーでは一つの工場で30人以上のメンバーを確保しないと組合はつくれません。この他にも執行委員の数を何人にしなければならないなどこまごまとした「基準」が示されていて、それらをクリアしないと登録できない実態があります。登録をしていない労働組合は活動出来ません。しかも登録制度の実際上の運用が、軍政時代と同じ役人によって担われているのですから問題です。その役人たちによって恣意的運用がされて、非常に労働組合ができにくく、活動しにくくなっているということがあります。

加えて、使用者側に、組合を作っただけでクビという横暴な対応をする人が少なくありません。それを不当労働行為だとして、救済をする制度も十分に整備をされていません。この写真の、この人が委員長なのですが、27歳。執行部の平均年齢は23歳ぐらい。組合結成後、執行部全員7人がクビになったんですが、一日も早く工場に戻って、組合活動ができるようにと様々な活動をしています。

<ディーセント・ワーク実現に向けて>

ここまでミャンマーのディーセントでない状況を見てきましたが、ディーセント・ワークというのは資料に書いてあるとおりで、安定的雇用があって、労働基準がきちんと守られて、社会的保護もあって、それからそういう状況を前進させるために社会的対話、政労使の対話を促進しよう、ということです。関連する条約を挙げておきましたから、後で興味のある人はご覧になっていただきたいと思います。一番大事なことは、ジェンダー平等の原則が、この4つの戦略的目標の全てに当てはまっていなければならないということです。男の雇用だけが安定していればいいという話ではない。男だけに中核的労働基準が適用していればいいという話でもない。社会保護も夫が対象で、妻がその配偶者として保護の対象にされるということであってはならない。男女が共に保護の

対象としてきちんと平等に位置付けられていなければいけない。社会対話も男だけが集まって、自分たちの価値観に基づいて結論を見いだして、それでよしとして、全社会的な規範にするというのは間違っているのではないの？ 男女が共に参画した社会対話で導き出された確認事項というのが全社会をカバーする形に持っていかなければ、本当の意味でのディーセント・ワーク、それを基礎にしたディーセント・ライフが全社会的なものにならないのです。

これまでみたように、ディーセント・ワーク、ジェンダーイコールの原則を貫くことと、ミャンマーの現実との間にあまりにも大きな乖離、開きがあります。これをどう埋めていくかが課題です。

ジェンダーというのは社会的に作られた男女差ですよ、そのジェンダーはイコールでなければいけない。社会的に女だからこうしろ、男だからこうあるべきだと性的な役割分担を勝手に作り上げて、それを強制してしまうということは絶対に避けなければならない、克服しなければいけないわけで、そのことがディーセント・ワーク、ディーセント・ライフの最も基本的な基盤としてあることを覚えていただきたいと思います。

ミャンマーのディーセントの状況とは大きく離れた実態は、1962年のネ・ウインの軍事クーデター以降、2011年まで続いた軍事政権、これがもたらしたものでした。どのような弊害が、どのようにもたらされたかを全社会的な共通認識にし、それを変えていく取り組みを始めようという問いかけが、今、されているわけです。その問いかけに答えて一緒にやろうという人たちがミャンマーの民主化を求める運動の中に芽生え大きくなりつつあるのが現状です。その中で決定的な役割を果たすのは、政労使が立場を超えて協力してディーセントな状況を作り上げていこうという社会対話の取り組みです。

軍事政権がもたらした弊害を変えていくために何がいるか。その討議

の中心的な柱にディーセント・ワークが据えられねばいけない。ディーセント・ワークを達成していくためには先ほど見た4つの戦略目標の実現が必要です。そのための政労使の協力が重要なわけです。しかし、やろうと言って明日すぐできるわけではないわけで、計画的に着実に進めて行くことが求められます。そのために人的にも財政的にもリソースが必要ですが、ミャンマーにはこれが決定的に不足しています。国際社会が支援する必要があります。グローバル化された社会には相互依存性があります。自分は関係ない、ミャンマーの人たちはお気の毒ね、日本はでも関係ないわ、とは言えないわけです。

2006年のILO地域総会で、2006年から15年までの10年間をAsian Decade for Realizing Decent Workとして、アジア全体でディーセント・ワークを10年間で達成する努力をしていこうと約束しました。その目標年は2015年で、ちょうどスーチーさんが大統領になれるかどうかという総選挙年です。政策的にはディーセント・ワークをミャンマーの地で定着させ、拡大をしていくことを担える、あるいは推進しうる政権ができるかどうか問われる年でもあります。民主化とディーセント・ワーク、ディーセント・ライフの視点とは表裏一体なのだ意識され、取り組みが進められるということです。

使用者側も政府も積極的とはいいがたいのですが、144号条約、国際労働基準を促進するための政労使三者の協議に関する条約の批准の課題があります。これを批准して、ディーセント・ワーク実現に弾みを付けようと問題提起しています。ちょっと時間がかかるかもしれませんが、粘り強く働きかけていきたいと思います。

ミャンマーに入ってくる外資、特に大企業に関してですが、ISO26000を遵守し、ディーセント・ワーク、ディーセント・ライフ実現に貢献して欲しいと思います。Social Responsibility、企業は勿論のこと、あらゆる団体が、社会発展に貢献する責任を持っています。欧米

を中心に、このSRをきちんと企業活動の中に組み込んでいるかどうかによって、優良な企業であるかどうかの判定をするという気運が高まっています。それからOECDの多国籍企業ガイドライン。これには多岐にわたって企業としてやってはならないこと、守らなければならない基準が示されています。ミャンマーに投資する企業は、これをきちんと守ってもらおう。

それから企業と国際産業別労働組合とが協定を結ぶことです。これをGlobal Framework Agreementと呼んでいますが、日本で2社、デパートの高島屋とスポーツメーカーのミズノが、Union Network Internationalという国際産業別労働組合と結んでいます。会社と労働組合が協力して、労働のみならず環境、人権などに関する国際基準を尊重遵守する企業活動を実現しようと努力しています。この取り組みも進めねばならないと思います。企業に対して、ミャンマーに投資するならば、低賃金、長時間労働によるローコスト製品を目的にするのではなく、社会責任をきちんと果たすべきだと働きかける。そういう取り組みは日本にいてもできるわけですし、ぜひ、お考えいただきたいと思います。ミャンマーの人々のBHN、Basic Human Needs、人間として生きるために最低限必要とする基本的条件をきちんと充足するような社会環境を作っていくために、国際支援の拡充を一緒に追求したいと思います。

何枚かの写真を見ていただきましたが、悲惨としか言いようのない環境の中でも笑顔で学ぶ子どもたちがいます。あと、10年たったらこの子たちはどうなるか。意思と能力があれば進学でき、専門的な知識を身につけて、より良い職業に就ける社会環境をつくりあげたい、社会全体を豊かにしたい、と一番思っているのはミャンマーの人たちです。私たちはそのお手伝いをしているだけの話で、こうしたらどうかというヒントや、いや、それは日本で失敗した実例があるから違った途を考える方がいいよというアドバイス程度のことしかやっていないのです。グロー

中嶋 滋

バル化された社会の住民として一緒に問題解決していきたいと取り組んでいます。皆さんの参加を期待しています。